

平成21年度

# 秋田県 融資制度の あらまし

資金の安定供給で企業を応援します

## 5つの制度で事業を支援します

中小企業振興資金、経営安定資金、新事業展開資金、再建企業特別融資資金、中小企業組織融資資金の5つの制度で、みなさまの事業を支援します

## 中小企業融資のご相談先

あきた企業活性化センター 〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号(秋田県第2庁舎1F・2F) ..... Tel.018-860-5610

秋田県産業経済労働部産業経済政策課資金・金融班 〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号(県第2庁舎3F) Tel.018-860-2215

各地域振興局総務企画部地域企画課(各地方総合庁舎内)

秋田県信用保証協会本所・各支所(本所) ..... Tel.018-863-9011

各商工会議所、商工会、商工会連合会

## 秋田県産業経済労働部産業経済政策課

(秋田県ホームページ <http://www.pref.akita.lg.jp/>)

本パンフレット記載内容は、平成21年4月1日現在のものです。

制度資金名称・資金タイプ等		対象者	資金使途	限度額 (百万円)	貸付期間 (年)	据置期間 (年)	年利率 (%)	保証料 (%)	担保	保証人	取扱金融機関 及び申込先
中小企業振興資金	一般資金 中小企業者の健全な経営を支援します。	県内で1年以上事業を営んでいる方	設備 運転	100	固定設備 10 運転 7 変動設備 15 運転 10	固定設備 2 運転 1 変動設備 2 運転 1	固定 2.35 変動 2.10	1.00以下 <sup>注</sup>	必要に応じ 徴求	法人は代表者 個人は不要	取扱金融機関 秋田銀行 北都銀行 青森銀行 みちのく銀行 岩手銀行 東北銀行 北日本銀行 山形銀行 きらやか銀行 荘内銀行 七十七銀行 みずほ銀行 秋田信用金庫 秋田ふれあい信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 商工組合中央金庫 (小規模事業振興資金、中小企業 災害復旧資金を除く。)  申込先 小規模事業振興資金 商工会議所、商工会 中小企業組織融資資金 中小企業団体中央会 その他 取扱金融機関  下記の制度については、商工会議 所・商工会の確認等が必要となり ます。 経営安定資金 創業支援資金 事業革新資金 (総合支援枠、仕入資金枠を除く。)
	小規模事業振興資金 小規模企業者(従業員20人以下[商業・ サービス業は5人以下]の事業者)の 経営基盤の強化を支援します。	県内で1年以上事業を営んでいること 小規模事業振興資金小規模小口支援枠と併せて融資残高が1,250万円以内となるもの 上記を満たしかつ、次の事項に該当する方 既存の保証協会の保証付き融資残高(根保証・当座貸越等は限度額)との合計で、1,250万円以内となるもの	設備 運転	12.5	10 7	2 1	2.35	0.45以下	必要に応じ 徴求	法人は代表者 個人は不要	
			設備 運転	12.5	10 7	2 1	2.15	0.5以下	必要に応じ 徴求	法人は代表者 個人は不要	
	中小企業災害復旧資金 災害によって事務所又は事業所が罹災した方の 復旧を支援します。	県内で1年以上事業を営んでいる方で、災害によって事務所又は事業所が罹災した方	設備 運転	10	10	1	1.75	0.00	原則として 徴求しない	法人は代表者 個人は不要	
経営安定資金	業況が悪化等している企業の経営の安定を 支援します。	県内で1年以上事業を営んでいる方で、次のいずれかに該当する方 直近3か月若しくは過去12カ月のうち6か月の売上高又は今後3か月の売上高の見込 みが前年同期比で3%以上減少していること 直前決算において赤字を計上していること 倒産企業に対して50万円以上の売掛債権または前渡金返還請求権を有していること 中小企業信用保険法第2条第4項第6号の規定による破綻金融機関と取引のあるもの として特定中小企業者の認定を受けたこと	設備 運転	80 対象者は 別枠50	10	2	1.95	1.00以下 <sup>注</sup> 対象者は 0.45以下	必要に応じ 徴求	法人は代表者 個人は不要	
	緊急経済対策枠 急速な景気悪化に対応して います。	県内で1年以上事業を営んでいる方で、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定 による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者として、特定中 小企業者の認定を市長村長から受け、商工会等の要件認定を受けた中小企業者	設備 運転	200 既存経営 安定資金 を含む	10	2	1.75	0.18	必要に応じ 徴求	法人は代表者 個人は不要	
	特別改善枠 経営の改善を支援します。	県内で1年以上事業を営んでいる方で、次のいずれかに該当する方 経営の安定に支障を生じ、再生計画について商工調停士の指導を受け、再生の見込みが あるものとして、商工会議所又は商工会連合会などから推薦を受けたこと 秋田県中小企業再生支援協議会の支援を受けて再生を図ること	設備 運転	50 対象者は 80	12	3	2.35	1.00以下 <sup>注</sup>	必要に応じ 徴求	法人は代表者 個人は不要	
新事業展開資金	事業革新資金 新たな事業展開に取り組む企業を支援します。	県内で1年以上事業を営み( ~ を除く。)次のいずれかに該当し、商工会議所又は商工 会から認定等を受けている方 中小企業新事業活動促進法(旧中小企業経営革新支援法)に基づく経営革新計画の承認 を受け、事業を実施すること 事業転換、事業多角化、新市場進出を行うこと フェニックスプラン21の認定を受けたこと 海外に進出すること 所属する商店街振興組合等が策定した商店街整備の基本方針に沿って、空き店舗の取得 ・改造・改装等を行うこと 観光レクリエーション施設を新設又は整備拡充すること 創造法の認定を受けたこと 特許法に基づく特許の取得(出願中も含む)技術を有し、その実用化のための事業を行うこと 県の研究機関などで共同開発した技術・製品の実用化、生産化のための事業を行うこと 県の補助金の交付を受けて研究開発した技術等の実用化のための事業を行うこと リサイクル製品等を製造する環境調和型事業に該当し、当該事業を行うこと 地域産業資源活用事業の認定を受けた事業を行うこと 農商工連携促進法の認定を受けた事業を行うこと	設備 運転	100 対象者は 200	10	3	1.95	0.60以下	必要に応じ 徴求	法人は代表者 個人は不要	
		総合支援枠	次のいずれかに該当する方(事業開始後1年未満を含む) フェニックスプラン21事業で、ベンチャービジネスに係る計画が認定されていること フェニックスプラン21認定企業のうち、大規模な事業転換を計画していること	設備 運転	100 150	10 15	3	1.75	0.45以下	事業取得資産 を担保請求	法人は代表者 個人は不要
		仕入資金枠	総合支援枠のうち、 に該当する方	運転	20	5	—	金融機関 所定金利	1.00以下 <sup>注</sup>	必要に応じ 徴求	法人は代表者 個人は不要
	創業支援資金 新規の開業、独立、分社化を支援します。	次のいずれかに該当する方 県内で新たに事業を開始しようとする 個人は事業開始後、法人は設立の日以降5年を経過していないこと 新たに会社を設立する計画を有する会社及び当該計画により設立された会社で設立の 日以後5年を経過していない会社	設備 (不動産取得 資金を除く) 運転	25 15 は自己資金 が限度	7	2	2.15 創業塾受講者 は1.95	0.70	徴求しない	法人は代表者 個人は不要	
事業承継資金 営業の譲渡による事業承継を支援します。	次の企業から営業の全部又は一部の譲渡を受けて、当該事業を行う方 破産宣告等を受けた企業 営業の全部または一部をとりやめる企業	設備 運転	50	10	3	1.95	0.60以下	必要に応じ徴求 2千万円以下の場合、 事業取得資産を担保徴求	法人は代表者 個人は不要		
再建企業特別 融資資金	事業再生資金 事業の再建・再チャレンジを支援します。	次のいずれかの状態にある方 民事再生法に基づき計画の承認を受け、再生計画の途上にあること 会社更生法に基づき計画の承認を受け、更生計画の途上にあること	運転	100	1	—	金融機関 所定金利	1.20以下	原則として徴求	法人は代表者 個人は不要	
	再起支援資金 事業の再建・再チャレンジを支援します。	県内で新たに事業を開始しようとする法人で次のいずれにも該当する法人(開業後1年未満のものを含む) 代表権者に過去に事業を営んでいた者を含む法人 代表権者に対し信用保証協会が求償権を持たない法人	設備 運転	10	10	2	金融機関 所定金利	1.20以下	必要に応じ 徴求	法人は代表者 個人は不要	
中小企業組織融資資金	中小企業組合(中小企業団体の組織に関する法律又は商店街振興組合法に基づいて 組織されたもの)及びその組合員	設備 運転	組合500 組合員20	10 7	—	金融機関の 定めによる	商工中金 利率の 0.5%減	商工中金の定めによる	商工組合中央金庫		

は、責任共有制度対象外(保証協会100%保証)

注 セーフティネット保証を利用した場合は0.88、また責任共有制度の対象外になる場合がありますので、詳しくは保証協会にお問い合わせください。(裏ページ参照)

## 県融資制度も責任共有制度の対象になります

責任共有制度は、信用保証協会の保証付融資について、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援などの適切な支援を行うことを目的とした制度です。

県の融資制度もこの責任共有制度の対象となります。

## 保証人要件を緩和しています

保証人要件を緩和しています。原則として、法人の場合は代表者のみ、個人企業の場合は不要としています。

詳細については、秋田県信用保証協会の本所・各支所にお問い合わせください。

## セーフティネット保証（１～６号）を利用した場合は100%保証になります

セーフティネット保証制度（１～６号）を利用した場合は、中小企業振興資金（一般資金）、経営安定資金及び新事業展開資金が、責任共有制度対象外となり、100%保証になります。

セーフティネット保証制度（１～６号）には、業況の悪化している業種で売上高が減少している等の要件があります。

セーフティネット保証制度の利用には、市町村長の認定が必要になりますので、手続き等については金融機関及び信用保証協会にお問い合わせ下さい。

## 融資制度金利、保証料等一覧表

制度資金名称		通 常		セーフティネット1～6号		セーフティネット7号	
		金 利	保証料	金 利	保証料	金 利	保証料
中小企業振興資金 一 般 資 金	固 定	2.35	1.00	2.15	0.88	2.35	0.76
	変 動	2.10	1.00	1.90	0.88	2.10	0.76
小規模事業振興資金		2.35	0.45	2.15	0.50	2.35	0.45
	小口支援枠	2.15	0.50	2.15	0.50	2.15	0.50
災害復旧資金		1.75	0.00	1.55	0.00	1.75	0.00
経営安定資金		1.95	1.00	1.75	0.88	1.95	0.76
	緊急経済対策枠	—	—	1.75	0.18	—	—
	倒産企業等	1.95	0.45	1.75	0.50	1.95	0.45
	特別改善枠	2.35	1.00	2.15	0.88	2.35	0.76
事業革新資金		1.95	0.60	1.75	0.70	1.95	0.60
	総合支援枠	1.75	0.45	1.55	0.50	1.75	0.45
	仕入資金枠	所定	1.00	所定	0.88	所定	0.76
創業支援資金		2.15	0.70	—	—	—	—
事業承継資金		1.95	0.60	1.75	0.70	1.95	0.60
事業再生資金		所定	1.20	—	—	—	—
再起支援資金		所定	0.70	—	—	—	—

は、責任共有制度対象外